

知的財産管理技能検定を中心とする

知的財産教育協会の知財人材育成の取り組みについて

Activities of Association of Intellectual Property Education for cultivation of intellectual property human resources, centering on “Intellectual Property Management Skills Test”

一般社団法人知的財産教育協会

Association of Intellectual Property Education

抄録 知的財産教育協会（以下、当協会）では厚生労働省指定試験機関として、国家試験・知的財産管理技能検定（以下、当検定）を実施し、知的財産管理技能士（以下、IP技能士）を輩出するとともに、IP技能士が継続して知識・技能の維持・向上を図れるよう、IP技能士に特化した研修の実施や、IP技能士が企画・制作している知的財産マネジメントにかかる最先端の情報を掲載した機関誌の発行をするなどの活動を通して知財人材育成に取り組んでいる。また、2012年から、「知的財産アナリスト」を認定・養成する講座も開始・実施している。本稿では、当検定を中心とした当協会の知財人材育成の取り組みについて紹介させていただく。

1. 知的財産管理技能検定のあゆみ

当検定は、技能検定制度の下で実施されている、「知的財産管理」職種にかかる国家試験である。「知的財産管理」職種とは、知的財産（著作物、発明、意匠、商標、営業秘密等）の創造、保護または活用を目的として、自己または所属する企業・団体等のために業務を行う職種である。具体的には、リスクマネジメントに加え、創造段階における開発戦略、マーケティング等、また保護段

階における戦略、手続管理等、また活用段階におけるライセンス契約、侵害品排除等のマネジメントを行う職種である。当検定は、これらの技能およびこれに関する知識の程度を測る試験である。

当検定は、当協会が2004年より実施してきた「知的財産検定」が全面的に移行したもので、2008年7月に第1回検定を実施した。なお、次回の第15回検定は、2013年7月28日に実施する（年3回）。

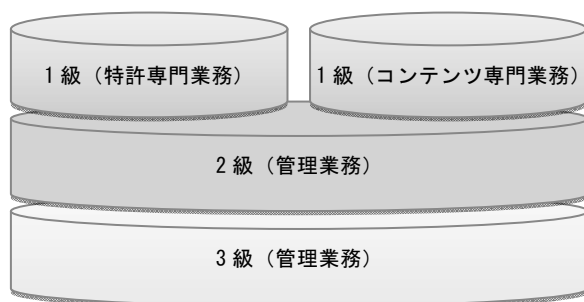
<知的財産検定～知的財産管理技能検定のあゆみ>

知的財産検定 (民間検定)	2004年3月	第1回知的財産検定実施(2級のみ)
	2004年11月	第3回1級(特許)開始
	2008年3月	第12回知的財産検定(最終回)実施
知的財産管理技能検定 (国家試験)	2008年7月	第1回知的財産管理技能検定実施
	2010年11月	第7回1級(コンテンツ専門業務)開始

2. 知的財産管理技能検定の試験概要について

当検定は、1級（特許専門業務）・（コンテンツ専門業務）、2級（管理業務）、3級（管理業務）からなる。各級とも学科試験・実技試験があり、両方に合格することで、「知的財産管理技能士」（IP技能士）となる。以下、各級の試験概要と想定している能力や人物像について紹介させていただく。

<階層図>



<想定している能力と人物像>

1級（特許専門業務）

知的財産分野のうち、特に特許に関する専門的な能力がある。

⇒ 具体的には、企業等において、特許に関する戦略、法務、リスクマネジメント、情報・調査、国内権利化、外国権利化、契約、エンフォースメント（権利行使）、価値評価・資金調達に関する深い専門的知識を有し、業務上の課題を発見と解決を主導することができる技能があると認められる。

1級（コンテンツ専門業務）

知的財産分野のうち、特にコンテンツに関する専門的な能力がある。

⇒ 具体的には、ビジネスを行うコンテンツプロデューサーやライツ担当者、契約法務担当者等、事業サイドと契約法務サイドの両方のスキルを持つ「コンテンツビジネス専門人材」として、企業等において、リスクマネジメント、契約、エンフォースメント、資金調達、価値評価、関係法規、コンテンツに関する業務（コンテンツ開発戦略・創造支援・保護・関係法規等）について深い専門的知識を有し、業務上の課題の発見と解決を主導することができる技能があると認められる。

2級（管理業務）

知的財産分野全般（特許、商標、著作権等）について、基本的な管理能力がある。

⇒ 具体的には、企業・団体等において知的財産に関する戦略、法務、リスクマネジメント、調査、ブランド保護、技術保護、コンテンツ保護、デザイン保護、契約、エンフォースメント（権利行使）に関する幅広い基本的知識を有し、業務上の課題を発見し、一部は自律的に解決できる技能があると認められる。

3級（管理業務）

知的財産分野について、初歩的な管理能力がある。

⇒ 具体的には、企業・団体（学校・官公庁等）において知的財産分野の特にブランド保護、技術保護、コンテンツ保護、デザイン保護、契約、エンフォースメント（権利行使）に関する初歩的知識を有し、それに関する課題を発見することができ、一定条件下ではその課題の解決までできる技能があると認められる。

<試験科目及びその範囲>

1級（特許専門業務）学科試験	1級（特許専門業務）実技試験
1. リスクマネジメント 2. 契約 3. エンフォースメント 4. 資金調達 5. 価値評価 6. 関係法規 7. 特許専門業務 ①特許戦略 ②法務 ③情報・調査 ④国内特許権利化 ⑤外国特許権利化 ⑥特許関係法規	1. 特許専門業務 ①特許戦略 ②法務 ③リスクマネジメント ④情報・調査 ⑤国内特許権利化 ⑥外国特許権利化 ⑦契約 ⑧エンフォースメント ⑨資金調達 ⑩価値評価

1級（コンテンツ専門業務）学科試験	1級（コンテンツ専門業務）実技試験
1. リスクマネジメント 2. 契約 3. エンフォースメント 4. 資金調達 5. 価値評価 6. 関係法規 7. コンテンツ専門業務 ①コンテンツ開発戦略 ②コンテンツ創造支援 ③コンテンツ保護 ④コンテンツ関係法規	1. コンテンツ専門業務 ①コンテンツ開発戦略 ②リスクマネジメント ③コンテンツ創造支援 ④コンテンツ保護 ⑤契約 ⑥エンフォースメント ⑦資金調達 ⑧価値評価

2級（管理業務）学科試験	2級（管理業務）実技試験
1. 戦略 2. 法務 3. リスクマネジメント 4. 調査 5. ブランド保護 6. 技術保護 7. コンテンツ保護 8. デザイン保護 9. 契約 10. エンフォースメント 11. 関連法規	1. 戦略 2. 法務 3. リスクマネジメント 4. 調査 5. ブランド保護 6. 技術保護 7. コンテンツ保護 8. デザイン保護 9. 契約 10. エンフォースメント

3級（管理業務）学科試験	3級（管理業務）実技試験
1. ブランド保護 2. 技術保護 3. コンテンツ保護 4. デザイン保護 5. 契約 6. エンフォースメント 7. 関連法規	1. ブランド保護 2. 技術保護 3. コンテンツ保護 4. デザイン保護 5. 契約 6. エンフォースメント

<試験形式等>

等級	試験種	試験形式	問題数	制限時間
1級	学科試験	筆記試験（マークシート方式 4肢択一式*）	45問	100分
	実技試験	筆記試験と口頭試問	5問	約30分
2級	学科試験	筆記試験（マークシート方式 4肢択一式*）	40問	60分
	実技試験	筆記試験（記述方式）	40問	60分
3級	学科試験	筆記試験（マークシート方式 3肢択一式）	30問	45分
	実技試験	筆記試験（記述方式）	30問	45分

*一部に3肢択一も含む

※各級とも試験範囲及びその範囲の細目については当検定HPを参照いただきたい

http://www.kentei-info-ip-edu.org/exam_kamoku

<受検資格>

等級	試験区分	選択作業	受検資格
1級	学科試験	特許専門業務／ コンテンツ専門業務	知的財産に関する業務について4年以上の実務経験を有する者
			2級技能検定の合格者(※1)で、知的財産に関する業務について1年以上の実務経験を有する者
	3級技能検定の合格者(※1)で、知的財産に関する業務について2年以上の実務経験を有する者		
	学校教育法による大学又は大学院において検定職種(1級)に関する科目について10単位以上を修得した者で、知的財産に関する業務について1年以上の実務経験を有する者		
実技試験	特許専門業務	1級技能検定(特許専門業務)学科試験の合格者(※1) 一級知的財産管理技能士(コンテンツ専門業務)	
	コンテンツ専門業務	1級技能検定(コンテンツ専門業務)学科試験の合格者(※1) 一級知的財産管理技能士(特許専門業務)	
2級	学科試験／ 実技試験	管理業務	知的財産に関する業務について2年以上の実務経験を有する者
			3級技能検定の合格者(※1)
			学校教育法による大学又は大学院において検定職種に関する科目について10単位以上を修得した者
			ビジネス著作権検定上級の合格者(※2)
			2級技能検定の一部合格者(学科または実技いずれか一方の試験のみの合格者)(※3)
3級	学科試験／ 実技試験	管理業務	知的財産に関する業務に従事している者または従事しようとしている者
			3級技能検定の一部合格者(学科または実技いずれか一方の試験のみの合格者)(※3)

※1 合格日が試験の行われる日の属する年度及びその前年度並びに前々年度に属するものに限る。

※2 ビジネス著作権検定とは、サーティファイ著作権検定委員会が実施する「ビジネス著作権検定」を指す。合格日が技能検定が実施される日の属する年度及びその前年度並びに前々年度に属するものに限る。

※3 当該合格したほうの試験が行われた日の翌々年度までに行われる技能検定についてに限る。

参考までに、一部試験問題を紹介する。

問 22 (第 13 回 (2012 年 11 月 11 日 (日) 実施))

1 級 (特許専門業務) 学科試験)

X 社の知的財産部の部長**甲**と部員**乙**とが知的財産に関する代理人について会話をしている。**ア～エ**の会話を比較して、部長**甲**の質問に対する部員**乙**の回答として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲** 「当社の特許権を侵害している Y 社に警告書を送ったが全く反応がないので訴訟を提起するように。」
- 乙** 「特許侵害訴訟については、いわゆる付記弁理士が単独で代理人として訴訟を提起できますので、急いでうちの特許出願の代理人である弁理士丙に連絡をとるようにします。」
- イ 甲** 「当社の特許ライセンス契約について、Y 社がライセンス料を支払うので交渉先を教えてくださいと話がきており、すでに当社ではあまり重要でない特許なので契約してもよいと考えているが、誰か担当できる部員はいるか。」
- 乙** 「現在、契約担当者は手持ちの案件がいっぱいでもっとも新しい案件を担当する余裕がありませんので、うちの特許出願の代理人である弁理士丙に、Y 社との契約締結の代理を依頼するのがよいと思います。」
- ウ 甲** 「当社の特許権を侵害する模倣品が中国から輸入されていることが判明したのだが、税関で差し止めることはできないだろうか。」
- 乙** 「部員にはそのような手続に詳しい者はいませんし、税関への輸入差止の申立手続は弁護士しか代理人として関与できないこととされていますので、急いで顧問弁護士丁に連絡をとるようにします。」
- エ 甲** 「当社のプログラムの著作権について、Y 社との間でトラブルが起きており、交渉では埒が明かないので仲裁機関で裁判外紛争解決手続をとろうと考えているが、誰か仲裁の手続に詳しい部員はいないか。」
- 乙** 「部員にはいませんし、仲裁機関への手続の代理は弁護士しかできないので、顧問弁護士丁を代理人として手続を行うのがよいと思います。」

解答：イ

問 20 (第 13 回 (2012 年 11 月 11 日 (日) 実施))

2 級実技試験)

自転車メーカー X 社の技術者**甲**は、ハンドルとタイヤを改良した新製品の自転車 A を開発した。

X 社の知的財産部の部員**乙**は、**甲**から、自転車 A について特許出願の相談を受けた。**ア～エ**の発言を比較して、**乙**の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

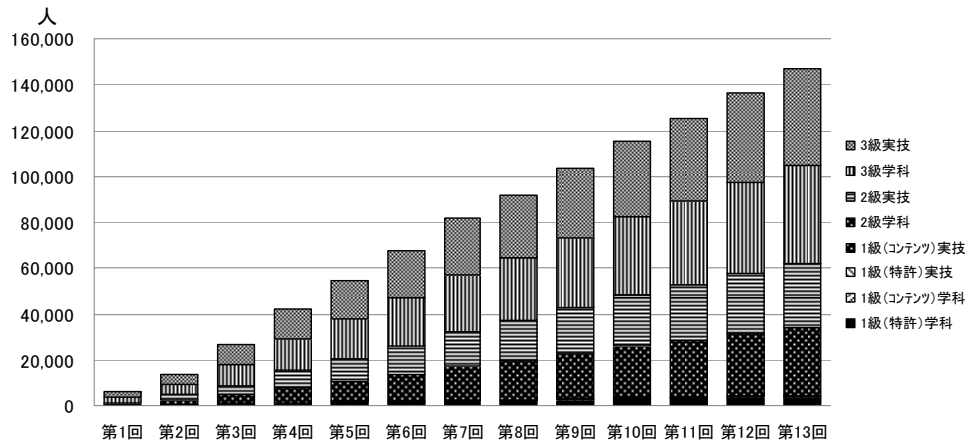
- ア** 「ハンドルの発明とタイヤの発明は、いずれも自転車 A に関する技術ですので、それらの発明については、それぞれ別の請求項に記載して 1 つの特許出願に含めることが可能です。」
- イ** 「ハンドルに関してはデザインに特徴があるので意匠登録出願を行い、タイヤに関してはゴムの組成に特徴があるので特許出願を行うのがいいでしょう。」
- ウ** 「ハンドルもタイヤも、いずれも従来にない新しいもので他社との相違点は明確ですので、経費削減のため特に特許出願は行わずに不正競争防止法による保護を受けることにしましょう。」
- エ** 「自転車 A については、意匠登録よりも権利の存続期間が長い実用新案登録を受けた方が適切ですので、実用新案登録出願を行いましょう。」

解答：イ

3. 知的財産管理技能検定の活用状況と IP 技能士の人物像

当検定の延べ受検申請者数は 146,965 人であり、誕生した IP 技能士は、合計 46,548 人となっている (第 13 回試験までの人数)。以下、データを元に、当検定の活用状況について紹介させていただきます。

累計申込者数



※1級(コンテンツ)は第7回より学科試験を実施, 第8回より実技試験を実施
 ※第1回, 第3回, 第5回, 第7回, 第8回, 第10回, 第11回, 第13回は1級(特許)実技試験の実施なし
 ※第8回, 第12回は1級(特許)学科試験の実施なし
 ※第8回, 第13回は1級(コンテンツ)学科試験の実施なし
 ※第9回, 第11回, 第12回は1級(コンテンツ)実技試験の実施なし
 ※第8回は東日本大震災の影響により宮城地区での実施なし

<受検者年齢・男女比>

年齢	1級(特許専門業務)	1級(コンテンツ専門業務)	2級	3級
平均年齢(歳)	43.2	40.8	36.3	31.7
男女比	82.2% / 17.8%	93.8% / 6.2%	69.8% / 30.2%	67.4% / 32.6%

*第13回試験データより

<知的財産管理技能士数>

国家資格名称	有資格者数
一級知的財産管理技能士(特許専門業務)	1,368人
一級知的財産管理技能士(コンテンツ専門業務)	109人
二級知的財産管理技能士(管理業務)	18,023人
三級知的財産管理技能士(管理業務)	27,048人
合計	46,548人

*第13回試験合格者までのデータより

<受検者の属性①業種(1級~3級総計)>

業種	割合	業種	割合
製造業	35.6%	建設業	2.6%
情報通信業	14.9%	複合サービス事業	1.4%
サービス業(他に分類されないもの)	9.4%	医療, 福祉	1.4%
公務(他に分類されないもの)	4.9%	運輸業	1.1%
教育, 学習支援業	4.0%	不動産業	0.7%
卸売・小売業	3.7%	農業・林業・漁業・鉱業	0.4%
金融・保険業	3.3%	飲食店, 宿泊業	0.2%
電気・ガス・熱供給・水道業	3.0%	その他	13.3%
		総計	100.0%

*情報通信業には, 通信, 放送, 情報サービス, インターネット, 映像・音声・文字情報制作を含む

*2011年3月試験~2012年7月試験の任意アンケートより

<受検者の属性②職業・職種(1~3級総計)>

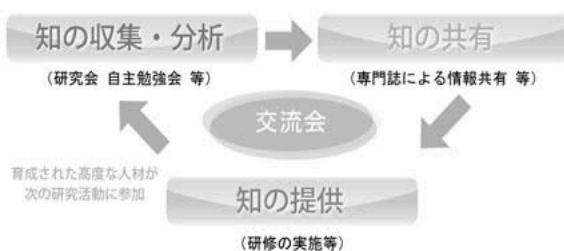
職業・職種	割合	職業・職種	割合
研究開発・エンジニア	20.8%	財務・経理	1.7%
知財・法務	17.1%	事業企画・プロデューサー	1.5%
事務	9.1%	教員・講師	0.9%
販売・営業・マーケティング	6.8%	人事・教育	0.7%
サービス	2.5%	学生	18.6%
経営・経営企画	2.4%	その他	13.4%
総務・広報	2.3%	総計	100.0%
編集・制作・クリエイター	2.2%		

*2011年3月試験~2012年7月試験の任意アンケートより

4. IP技能士の継続的な知識・技術の維持・向上のために

IP技能士は、当検定の合格者にのみその称号が与えられる名称独占資格である。しかし、毎年のように法改正が行われるなど変化の激しい現代であって、「知的財産マネジメント」に必要な技能は刻々と変化していく。国家により名称独占が認められた国家資格保有者が、資格取得の後も様々な研修を受講する等で継続的に知識・スキルを維持し、可能な限り向上させることは、能力を公的に証明されたIP技能士の責務とも言える。また、同じ称号を名乗ることを認められた資格者は同じ資格制度を通じて結びついた文字通りの「同士」であるため、その交流を図るだけでなく、互いに切磋琢磨して能力を高め合うことが期待される。

そこで、当協会では、「国家によって公的にスキルの証明を受けた知的財産の専門家」としてのIP技能士が集い、また、交流・共同して「知の提供（研修）」、「知の収集・分析（研究）」及び「知の共有（機関誌発行）」を行うなどの機会を設けるため、様々な活動を行っている。



(1)「知」の提供(定例研修・特別研修)


知的財産マネジメントに関し、国内外の一流の講師人による定例研修を定期的に行っている（年4回。定例研修は在宅で動画視聴も可）。また、時機に応じて特別研修も実施している。

(2)「知」の収集・分析(研究会活動)

知的財産マネジメントに関連する様々な事項について様々な角度から研究を行うべく、IP技能士からなる「研究会」を構成し、定期的な研究活動を行って、年に一回、研究成果である『研究報告書』を作成し、発表している。

(3)「知」の共有化(機関誌の発行)

(2)の研究会活動の報告を含め、機関誌『IPマネジメントレビュー』を発行し、IP技能士の知識の向上に役立つ国内外の情報を独自に収集し、IP技能士に役立つ情報を提供している。



『IP マネジメントレビュー』
 創刊：2011年3月1日
 発行：年4回（3・6・9・12月発行）
 A4判・毎号約70ページ
 販売価格：PDF形式1,250円（税込）、冊子版1,575円（税込）
 ※IP技能士に限らずどなたでもご購入可能
<http://ip-edu.org/ipmr>

5. 新たな専門人材「知的財産アナリスト」について

当協会では、2012年より「知的財産アナリスト」資格を創設し、認定・養成講座を実施している。

「知的財産アナリスト」とは、企業経営・ファイナンス・知的財産に関する専門知識を有し、国内外の他社・自社の各種知的財産関連情報の収集・分析・評価・加工、知的財産あるいは企業の価値評価等を通じて、企業の戦略的経営に資する情報を提供できる特殊スキルを持つ職種のことをいう。このような専門人材が仮に「企業」の中にいれば、「経営」と「知的財産」の間、言い換えればジェネラリストの「経営陣」とスペシャリストの「知的財産部門」または「ライセンス管理部門」とのギャップを埋めるインターフェースとなり、「経営」と「知

的財産」の連動を促進する重要な役割を担うことが考えられる。また、金融機関にいればこれまでオフバランスの資産としてほとんど考慮されてこなかった知的財産の価値（あるいはそれに伴うビジネスモデル）を適正に評価して、本来の企業価値をより適正に評価できると考えられる。さらに、弁理士・弁護士・公認会計士等、企業に様々な助言をする外部専門家がこのようなスキルを持てば、その企業に対して従来以上に的確かつ有効なアドバイスができると考えられる。

ただし、複数領域の高度かつ広域の知見を必要とするため、基礎となりうる専門性を既に保有する所定の国家資格者（知的財産管理技能士・弁理

士・弁護士・公認会計士等、一部に公的資格を含む）に受講対象者は限定される。

●知的財産アナリスト認定講座

モノづくり領域を題材に知的財産アナリストの養成と認定を行っている。特許情報に加え非特許情報も含め解析し、過去分析のみならず将来予測まで行うといったユニークな手法も学ぶことができ、M&Aにおける知財デューデリジェンスや知的財産報告書の作成、経営戦略・知的財産戦略の策定・提案等ができる人材を養成している。

認定試験の合格者に「知的財産アナリスト」の資格認定を行う。

<カリキュラム> ※2013年1月開講の講座のもの

科目1 企業戦略	2.5 時間	経営課題を起因とする知財活動の重要性を、中小・ベンチャー企業の事例を交え、知財活動の経営上の効果を説き明かす。
科目2 知的財産戦略	2 時間	知財が事業競争力といかなる関係にあり、どのような戦略を立てていくべきなのか、必須特許ポートフォリオ理論、知財経営理論等をベースに説き明かす。
科目3 知的財産法	1.5 時間	特許・著作権・意匠・商標・不正競争防止法について、実務者として知っておくべき事柄を解説し、事例を通して、実践的な力を養成する。
科目4 知的財産調査	4.5 時間	情報分析を行うための基礎データ作りを念頭においた、分析に向くデータベースの選定、調査ポイントの設定、検索式作成時の留意点などを解説。
科目5 知的財産情報戦略	6 時間	知財アナリストの役割・ニーズ、知財情報戦略の概説 企業活動と各種情報の関係の概説 知財情報解析の基礎概説（各種特許マップの特徴や留意点、特許マップの着眼点等） 特許情報検索→解析（仮説検証）→レポート作成からなる一連の実践的手法の目的別事例紹介
科目6 知的財産ファイナンス	3.5 時間	企業の財政状態を表す貸借対照表、業績を表す損益計算書、そしてキャッシュフローについて解説し、さらに知的財産の価値評価に必要なDCF法について概要を説明。 知的財産（無形資産）について、価値評価方法に関する基本的な事項、および税務上の取り扱いを解説。
科目7 まとめ（ケーススタディ）	4.5 時間	M&Aと知的財産デューデリジェンスの実務 知的財産を目的とした買収の事例を通じ、本講座において獲得した知識の活用することで、知識の定着と活用の枠組みを学ぶ。

●知的財産アナリスト養成講座(コンテンツ)

コンテンツビジネス領域に特化した知的財産アナリストの養成講座である。ヒットしているコンテンツやビジネスモデルを解析し、成功に導く法則(モデル)の可視化やコンテンツの価値評価を行い、経営戦略・知的財産戦略の策定・提案などを通じてコンテンツ事業の成功に貢献できる人材を養成している。

6. まとめ

当協会では、IP技能士の多くの誕生とその知識・技術の維持・向上に寄与し、また、知的財産アナリストの養成・認定をしていくことで、国が推進している知財人材育成によりいっそう貢献できるものになるよう努めていく所存である。

<カリキュラム> ※2012年11月開講のもの

科目1 企業戦略	2時間	コンテンツという幅広い概念を整理し、制作や流通などコンテンツ産業を構成する企業のビジネスモデルと動向を俯瞰する。コンテンツ産業固有の特性についての理解を深める。
科目2 知的財産戦略	2時間	特許とコンテンツ(著作権)の対比を行い、共通点と相違点を整理し、戦略提言の素地を形成する。共通性の高い重要課題に対し、事例検証を行い、戦略提言を試行する。
科目3 知的財産法	3.5時間	著作権法とコンテンツに関わるその他の法律(商標法・不正競争防止法・国際条約など)やコンテンツビジネスにおける実務について、実践的な力を養成する。
科目4 マーケティング	4時間	コンテンツマーケティング活動の基礎となる「市場の把握」をテーマとしてリサーチ、統計の基礎的な事項、また現在使用可能な各種統計やデータ、またその利用法について解説する。他メディア展開、予想外の大ヒットなど、把握しにくいコンテンツを体系的に把握するための、コンテンツビジネスにおける分析手法とリサーチ・データ活用法を解説する。
科目5 コンテンツファイナンス	4時間	音楽・映像等のコンテンツビジネスにおいてはファイナンスの理解が不可欠となる。身近な映画や企業を題材にコンテンツへの投資と回収について事例を交えながら実務者の視点で解説する。資金の出し手が何をもって投融資を判断するのか、投融資活動の本質の理解を深める。
科目6 コンテンツ価値評価(解析)	4時間	これまでなされてこなかったコンテンツの価値評価に対し、特許・商標の価値評価方法からアプローチする。成功したコンテンツの成功要因をリバースエンジニアリングにより価値評価の要素に分解し特定する手法を解説する。
科目7 まとめ(ワークショップ)	4時間	映像コンテンツの取引を題材に、コンテンツやビジネスモデルの評価のワークショップを行う。講座全体で獲得した知識をフル活用することで、知識の定着と活用の枠組みを学ぶ。

<受講資格>

一級知的財産管理技能士(特許専門業務/コンテンツ専門業務) 二級知的財産管理技能士(管理業務)
 弁理士 弁護士(外国法事務弁護士を含む) 技術士 中小企業診断士 証券アナリスト
 公認会計士又は会計士補 税理士 銀行業務検定合格者(法務財務税務信託のいずれか。ただし、3級及び4級を除く)
 米国公認会計士(CPA)

*「知的財産アナリスト」について <http://ip-edu.org/ipa>